資料９－４

２，３，５，６－テトラメチルピラジンの食品添加物としての指定の可否に対して寄せられたコメントについて

１．募集期間　　平成16年5月10日～平成16年6月10日

２．提出方法　　インターネット、ファックス、郵送

２．提出された意見数　　なし

（参考）
食品安全委員会におけるご意見・情報の募集について
１．実施期間　平成１６年４月１日～平成１６年４月２８日
２．提出方法　インターネット、ファックス、郵送
３．提出状況　１通

食品安全委員会へ提出された御意見・情報の概要等

御意見・情報の概要	当省の考え方（案）
本物質はアーモンド様の加熱香気を有する食品に通常に存在する成分であり、種々の食品の香りを再現する上で、日本で使用できるようにすることが不可欠と考えられる。	省令の改正等の必要な手続きをすみやかに行ってまいりたい。
（参考）食品安全委員会の回答	
食品安全委員会では、科学的に食品健康影響評価を実施しています。 当委員会の審議結果を受け、リスク管理機関である厚生労働省が食品添加物の指定、規格・基準の設定等について検討を行い、適切な措置を行うことになります。 頂いた御意見は、リスク管理に関する御意見であり、担当のリスク管理機関である厚生労働省に転達いたします。	